

平成 23 年度 事業報告書

自 平成 23 年 4 月 1 日

至 平成 24 年 3 月 31 日

社団法人 東京都警備業協会

目次	
はじめに	1
I 啓発普及事業	1
1 広報啓もう事業	2
(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行	2
(2) 防犯グッズなどの作成、寄贈及び配布	2
(3) 東警協ウェブサイト	2
2 犯罪抑止活動事業	2
(1) 公益目的活動補助	2
(2) 関係機関等への協力	3
II 育成事業	3
1 教育研修会事業	4
(1) 教育幹部の研修会	4
ア 教育幹部合宿研修会	4
イ 教育幹部研修会	4
ウ 中堅幹部研修会(施設警備業務)	4
エ 交通警備業務指導者研修会	4
オ 機械・輸送警備業務教育幹部研修会	5
(2) 各地区における研修会	5
2 警備員教育事業	5
3 職業訓練認定校事業	5
4 公安委員会講習事業	6
(1) 新規取得講習	6
(2) 追加取得講習	6
(3) 機械警備業務管理者講習	6
(4) 現任指導教育責任者講習(定期講習)	6
5 特別講習事業	6
III 調査研究指導事業	7
1 調査研究事業	7
(1) 効果的な犯罪抑止対策の研究	7
(2) 相談受理・事故事例等からの問題点等の研究	8
ア 継続した相談等の受理	8
イ 事故事例等	8
(3) 警備業の実態把握調査研究	8
(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究	8
2 適正化指導事業	8
(1) 警備員指導教育責任者研修会	9
(2) 施設警備業務経営者等研修会	9
(3) 交通警備業務経営者研修会	9
(4) 機械警備業務管理者研修会	9
(5) 輸送警備業務管理者研修会	9
(6) 適正業務パトロール	9
(7) 警視庁との意見交換会(交通警備業務)	9
IV 災害対策支援事業	10
1 環境構築	10
2 研修会及び訓練等の実施	10
(1) 災害対策支援協定総決起大会の開催	10
(2) 災害対策指導者訓練	10
(3) 東京都総合防災訓練への参加	11
(4) 電話連絡網招集伝達訓練	11
(5) 地域ごと及び管内警察署ごとの訓練に参加	11
3 東日本大震災の被災地に対する援助等	11
(1) 東警協災害援助隊の被災地派遣	11
(2) 被災警備業協会に対する救援金の援助	11
V 表彰等事業	12
1 表彰事業	12
2 労務関係事業	12
(1) 業務適正化推進大会	12
(2) 交通警備適正業務研修会(労務単価実務者研修会)	13
(3) 施設警備適正業務研修会(労務管理者研修会)	13
3 その他会員対象事業	13
(1) 業務別意見交換会	13
ア 施設警備業務	13
イ 交通警備業務	13
ウ 機械・輸送警備業務	13
(2) 地区別意見交換会	14
(3) 上級救命講習	14
(4) 暴力団等反社会的勢力排除活動	14
ア 東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会総会の開催	14
イ 不当要求防止責任者講習の開催	14
ウ 地区研修会の実施	14
エ 文書の発出等	14
オ 暴力団排除活動の行事に参加	15
VI 書籍等販売事業	15

はじめに

昨年3月11日に発生した東日本大震災。被災地の支援のあり方について、協会役員をはじめ、災害対策委員会を中心に検討を重ねた。その結果、宮城県警備業協会から支援要請があったこと等から、相手の立場を考えた支援、真の絆を築ける支援をテーマに、5月12日から9日間、27名の東警協災害援助隊を宮城県下に派遣し、ボランティア活動を行った。また、この災害は、協会事業の柱のひとつである災害対策支援事業を進める上で、その支援のあり方等に大きな教訓を残し、現在、警視庁との「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」（以下「支援協定」という。）に基づく具体的活動要領等について、警視庁と協議し見直しを推進中である。

そのほか、昨年10月1日東京都暴力団排除条例が施行されたことに伴い、警備業界における暴力団排除の機運の醸成と警備業者から条例違反を出さないための研修会等の諸対策を推進した。

加えて、改正警備業法の施行（平成17年11月21日）から5年が経過し同法附則第11条に基づく関係規則等の見直し結果が、昨年1月に警察庁から公表されたことに伴い、検定合格警備員の配置基準実施前の先行対策として、当初計画の特別講習の業務別の実施回数等について検討した。

そのような情勢の下、当協会の平成23年度の事業は、平成20年12月1日公益法人改革関連三法が施行されたことに伴い、平成24年度中の一般社団法人への移行認可申請を目指し、組織や内部統制の見直しを継続しつつ、

- 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 警備業務の適正な運用と健全育成に関する事業
- 災害対策支援を目的とする事業

などの公益事業を中心に、共益事業も含めて事業展開してきたところである。

その中でも、都内の犯罪情勢は、刑法犯の認知総件数で平成15年以降9年連続して減少しているものの、振り込め詐欺やひったくり、児童や高齢者が犠牲になる凶悪犯罪等が依然として後を絶たない状況にあり、生活安全産業である警備業は、警察力を補完する立場から、真に国民が安全・安心を体感できる事業を推進するなどの犯罪抑止活動事業を継続して実施した。

さらに、信頼される警備業を目指し、適正な警備業務を推進するため、改正警備業法の狙いである「警備員の知識・能力の向上」「警備業務の依頼者の保護」などに対応した各種事業を展開した。

事業の推進結果については、下記のとおりである。

I 啓発普及事業

（定款上の事業～第4条第1項第1号「都民の自主防犯意識、自主防災意識の啓もう及びこれらの活動に対する協力事業」、第7号「関係行政機関等の行う防

犯、防災その他事故防止活動に関する協力事業」、第8号「警備業に関する内外の意識の向上及び改善を目的とする機関誌の発行その他広報活動に関する事業」)

1 広報啓もう事業

(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行

機関誌「とうけいきょう」に、地震等災害情報、労働災害情報、犯罪情報等をはじめ、「警備業法関連 Q&A」や「役に立つ税務相談」等を連載するなど、警備業に役立つ情報を掲載するとともに、会員はじめ関係機関、団体等に配布するなどの広報・啓もうに努めた。

(2) 防犯グッズなどの作成、寄贈及び配布

ひったくりの撲滅対策として、自転車のかごカバー「くるみちゃん」を7月に2万個、10月に1万個、延べ3万個を、11月には、少年非行防止対策として、名探偵「コナン」仕様のフィルタリング普及促進ポケットティッシュ38万個と振り込め詐欺撲滅の広報・啓もうを図るための防犯標語入り卓上カレンダー3万個及びメモ帳2万冊を作成し、それぞれ防犯活動を実施するボランティア団体に寄贈した。

また、上野警察署と上野防犯協会が上野駅前で行ったひったくり防止キャンペーンに同署管内の会員及び事務局職員が参加し、ひったくりを防止する自転車のかごカバー「くるみちゃん」を配布したほか、目白警察署が豊島区民センターで行った防犯推進員等研修会に事務局職員が参加し、振り込め詐欺防止の防犯標語入り卓上カレンダーを配付するなどの広報啓もう活動を行った。

(3) 東警協ウェブサイト

協会ホームページをリニューアルするとともに、会員専用ホームページには、「大震災復興事業を巡る暴力団等反社会的勢力排除対策」をはじめ、「最低賃金改定のお知らせ」「現金輸送業務を行う警備会社を対象とした実態把握の結果及び防犯上の留意事項」「改正育児・介護休業法の全面施行」「警備業法の一部改正」などの多数の情報のほか、機関誌「とうけいきょう」を掲載するなど、会員の利便性の向上を図った。また、一般閲覧用にも、お知らせ・トピックス欄に、東日本大震災に係るお知らせ、東警協からのお知らせ、東京都公安委員会からのお知らせなどを通じて、資格取得講習等の案内を広く一般に公開するなどした。

2 犯罪抑止活動事業

(1) 公益目的活動補助

防犯パトロール車(青パト)の寄贈

12月1日、地域の犯罪抑止活動及び自主防犯意識の啓もう活動に寄与す

るため、犯罪発生状況により必要と思われる地域の5防犯協会に青パト各1車両を寄贈した。

それぞれの地域において、ひたたくり多発地域や小・中学校周辺における子供の見守り活動のための防犯パトロール及び振り込め詐欺防止広報活動などの防犯活動に効果的に活用されている。

青パトの寄贈は、犯罪の発生状況、地域の需要等を勘案して、平成19年度から本年度までに、延べ計36協会に37車両を寄贈しているが、各地域において犯罪抑止効果をあげるとともに、青パトを活用した活動に都民の期待が強い。

(2) 関係機関等への協力

ひたたくりや振り込め詐欺被害防止活動、全国地域安全運動、年末年始における警戒等に会員が地域のボランティア団体等と一体となった防犯活動を展開し、犯罪抑止の機運を醸成するための活動を行った。

これら、ひたたくり被害防止グッズ等の作成、寄贈のほか、青パトの寄贈など、犯罪抑止に貢献したとして、平成24年1月18日、警視総監感謝状が授与された。

II 育成事業

(定款上の事業～定款第4条第1項第2号「警備従事者に対する教育、訓練及び各種教材の研究開発に関する事業」、第3号「東京都公安委員会から委託された講習に関する事業」、第6号「警備用資器材の研究開発、関係図書収集及び発刊並びにこれらの購入及び斡旋に関する事業」、第11号「警備員の検定に係わる登録講習機関が行う講習に関する事務受託事業」)

我が国に警備業が誕生して50年の歴史が刻まれたが、この間の企業者のたゆまない努力により、現在は、国民の生命、身体、財産を守る生活安全産業という重要な位置づけをされているところである。

警備業法は、警備業者に義務を課す厳しい規制法規である反面、業者を護る法規でもある。それは、信頼を基盤とする警備業において、その信頼を維持するために、高い専門的な知識及び能力を持った警備員、高い資質や倫理観を兼ね備えた警備員の育成が求められているところであり、そのために行う教育が欠かせないことが警備業法によって担保されていることを考えれば、護られていると言っても過言ではない。

警備業務を行う組織を構成する人の育成は我々に課せられた義務であり、それが国民の求める質の高い業務の提供につながることになることから、警備員を育成するための教育を怠ってはならないところである。

会員、非会員を問わず、温度差なく警備員の育成とそれと相俟って良質な警備

業務の提供ができるように、次のとおり、研修会などの各種教育事業を実施した。

1 教育研修会事業

警備員の知識及び能力の向上を図るため、受講対象者を警備業務別、担当者別に分類し次の研修会を実施した。

(1) 教育幹部の研修会

各社の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、教育幹部としての資質及び能力向上を図るため、警視庁、東京消防庁の担当官や民間の講師を招き、次のとおり研修会を開催した。

ア 教育幹部合宿研修会

9月7日～9日の3日間（2泊3日）、各社の幹部及び警備員指導教育責任者等の教育幹部を主体に、「研修センターふじの」において、「警備業の諸問題」「部下育成のためのOJTとOFFJTのコツを学ぶ」「警備業務の概況と適正業務の推進について」の講義のほか、6班に分けたグループディスカッション及び実技訓練の研修会を実施した。参加者からは、各社の参加者と情報共有ができた、人との交流ができ交際範囲が広がったなどの声が出るなど、有意義な研修会となった。（参加者58名）

イ 教育幹部研修会

6月27日（1回目）及び8月31日（2回目・臨時）、各社の警備員指導教育責任者等の教育幹部を主体に、東警協第2研修センターにおいて、警視庁などの担当官から、「暴力団等反社会的勢力排除対策」「防災対策」「警備業務の概況と適正業務の推進」「部下育成のコツ」「現場保存要領」「薬物事犯の現状等」の講義を主とした同一カリキュラムでの研修会を実施した。

特に、本研修会は、希望者が多く、施設管理上の理由から臨時で2回目を実施したが、教育幹部として有意義な研修会であった。（参加者延べ382名）

そのほか、11月29日に同研修センターにおいて、特に、経営者層を対象に、弁護士による「東京都暴力団排除条例を踏まえた警備業者の対応策」及び警視庁担当官による「警備業における諸問題」の研修を受け、経営者として、暴力団排除方策や適正な警備業務の重要性について学んだ。

（参加者160名）

ウ 中堅幹部研修会（施設警備業務）

5月10日、11月28日の2回、東警協第2研修センターにおいて、施設警備業務各社の教育中堅幹部に対する実技訓練を主とした研修会を実施した。（参加者延べ128名）

エ 交通警備業務指導者研修会

6月22日、11月25日の2回、東警協研修センターにおいて、交通警備業務各社の指導者に対する実技訓練を主とした研修会を実施した。

（参加者延べ123名）

オ 機械・輸送警備業務教育幹部研修会

7月13日、東警協第2研修センターにおいて、機械・輸送警備業務を行う経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を主体に、上野消防署防災担当官から「東日本大震災被災地活動の概況」、警視庁担当官から「薬物犯罪の現状」の研修を受けたが、人事・業務管理上有意義な研修となった。

(参加者70名)

(2) 各地区における研修会

各地区においても、適正業務の推進等の研修会とあわせて、資質の向上を目的とした研修会をそれぞれ実施した。

2 警備員教育事業

現任教育

受講申し込みのあった警備員に対して、警備業法第21条第2項に基づく現任教育を東警協研修センターにおいて次のとおり実施した。

○ 教育期ごとの現任教育（基本教育、業務別教育・1日）

50回延べ50日間4,514名（会員4,149名、非会員365名）

○ 予備講習（業務別教育・1日及び2日間）

・ 施設1級	1回	延べ	2日間	206名
・ 施設2級	12回	延べ	24日間	2,005名
・ 交通2級	13回	延べ	26日間	2,401名
・ 雑踏1級	1回	延べ	2日間	198名
・ 雑踏2級	9回	延べ	18日間	1,418名
・ 貴重品1級	1回	延べ	2日間	44名
・ 貴重品2級	6回	延べ	6日間	313名

合計43回 延べ 80日間 6,585名

(会員6,469名、非会員116名)

総計 93回 延べ130日間11,099名

(前年比 -1,043名)

なお、本年度は、施設1級・2級、交通2級及び雑踏1級・2級のほか、昨年度まで1日で実施していた貴重品1級の予備講習を2日間実施した。

3 職業訓練認定校事業

新任教育

受講申し込みのあった警備員に対して、警備業法第21条第2項に定められている新任教育を東警協研修センターにおいて次のとおり実施した。

12回延べ48日間、受講人員812名（会員720名、非会員92名）

4 公安委員会講習事業

東京都公安委員会から委託された、警備業法第22条の規定に基づく資格取得のための警備員指導教育責任者講習及び同法第42条に基づく資格取得のための機械警備業務管理者講習を東警協研修センターで、各営業所で選任されている警備員指導教育責任者を対象とした現任指導教育責任者講習を東食健保会館及び東警協研修センターで次のとおり実施した。

(1) 新規取得講習

- ・ 1号警備業務（7日間）4回 501名
- ・ 2号警備業務（6日間）2回 152名
- ・ 3号警備業務（6日間）2回 64名
- ・ 4号警備業務（5日間）1回 10名（前年比－1回）
- 合計 9回 727名

(2) 追加取得講習

- ・ 1号警備業務（4日間）4回 93名
- ・ 2号警備業務（3日間）2回 55名
- ・ 3号警備業務（3日間）2回 17名
- ・ 4号警備業務（2日間）1回 24名（前年比－1回）
- 合計 9回 189名

(3) 機械警備業務管理者講習

4日間 3回 147名

(4) 現任指導教育責任者講習（定期講習）

- ・ 1号警備業務（1日）3回 590名（東食健保会館）
- ・ 2号警備業務（1日）2回 370名（東食健保会館）
- ・ 3号警備業務（1日）1回 86名（東警協研修センター）
- ・ 4号警備業務（1日）1回 82名（東警協研修センター）
- 合計 7回 1,128名

なお、東警協ホームページにおいて、それぞれ講習の年間実施計画及び受講手続き等を掲載をするなどの広報をしたほか、各種研修会等できめ細かく指導をするなど、講習の適正な実施に努めた。

5 特別講習事業

(社)警備員特別講習事業センターから委託された「警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第17条の基準に適合する講習会（以下「特別講習」という。）を「研修センターふじの」及び「東警協研修センター」で次のとおり実施した。

- ・ 施設警備業務1級 1回 114名（合格率71.1%）
- ・ 施設警備業務2級 12回 1,114名（合格率68.4%）

- ・ 交通誘導警備業務 2 級 12 回 1, 414 名 (合格率 58.3%)
- ・ 雑踏警備業務 1 級 1 回 113 名 (合格率 68.1%)
- ・ 雑踏警備業務 2 級 9 回 790 名 (合格率 70.9%)
- ・ 貴重品運搬警備業務 1 級 1 回 101 名 (合格率 72.3%)
- ・ 貴重品運搬警備業務 2 級 6 回 698 名 (合格率 68.1%)
- 合計 42 回 4, 344 名 (合格率 65.7%)

そのうち、施設警備業務 2 級及び雑踏警備業務 2 級特別講習を「東警協研修センター」で実施した。

Ⅲ 調査研究指導事業

(定款上の事業～定款第 4 条第 1 項第 5 号「警備業務の適正化、警備業務に関する知識、技術の向上を図るための調査研究及び警備業務の需要動向に関する調査研究事業」、第 9 号「警備業に関する資料の収集及び情報の交換並びに相談、指導及び苦情の処理に関する事業」)

国民の自主防犯・防災行動を補完又は代行する警備業にとって、平素から犯罪の発生状況、災害時に予想される被害状況等を想定した対策を研究し、啓発普及活動や災害対策支援活動に活用していくことは重要なことである。

また、警備業を活用した「犯罪等に強い社会の構築」をしていくために、警備業の実態把握等の情報を集約し、必要とされる警備の技術、能力、知識等に活用し、質の高い警備員を育成するために役立てていくことも求められている。

加えて、適正かつ質の高い警備業務の実施が求められていることから、警備業法等の周知のための研修会、日常業務の相談受理等を通じて指導助言を行うなど、次の事業を推進した。

1 調査研究事業

警備業を活用した「犯罪等に強い社会の構築」の実現を目指すとともに、警備業務の適正運営に資するため、犯罪の発生状況、警備業の実態、警備料金実態、労働災害等についての情報を関係諸官庁の資料等を通じて収集し、その活用に努めた。

(1) 効果的な犯罪抑止対策の研究

警視庁がまとめた「平成 22 年東京の犯罪情勢」「万引きの取扱状況」「平成 22 年警備業の実態と指導強化推進状況」等の資料のほか、東京万引き防止官民合同会議からの資料を収集し、資料の発出や機関誌「とうけいきょう」に掲載した。

また、研修会で警視庁担当官から、犯罪情勢と犯罪抑止活動等の指導を受けるなど、その対策等について研究した。

(2) 相談受理・事故事例等からの問題点等の研究

ア 継続した相談等の受理

警備業務等に関する相談等に適切に対応するため、平成22年12月1日、相談専門員を委嘱、専用電話を設置して運用を開始するなど、相談室の充実に努めた。その結果、来訪あるいは電話により、警備業法に係る相談をはじめ、検定等に関する事、労基法等に関する事などの相談があった。

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの集計結果は、

※ 相談等件数 98件

- ・警備業法に関する事 65件
- ・労基法等労務に関する事 11件
- ・その他 22件

であった。

このほか、職員が日常業務を通じた相談等で集計していないものは多数あるが、その都度適正な対応を実施している。

今後この内容を精査・分析し、協会に求められるニーズを把握して、よりよい協会づくりに努めていく。

イ 事故事例等

警備会社や警備員の不適正事案・不祥事案、労働災害等による死傷事案、死傷者数等は、関係機関の公表や報道内容等により把握し、研修会等でその浸透に努めたほか、必要な情報は東警協ホームページにも掲載した。

(3) 警備業の実態把握調査研究

協会事業として必要とされる教育、講習等を検討するため、警備業者、警備員の数、警備業務種別、各資格者、検定保有者等の実態を調査するとともに、会員に対して、協会に求める事業、講習、研修会等のアンケート調査を実施し、その結果に基づいた事業等の推進に努めた。

(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究

ア 昨年3月11日発生した東日本大震災から得た教訓を基に、通信手段については、メールによる情報が有効であることが判明したことから、早速に災害対策委員会委員間の整備に努めたほか、装備、機材、備蓄食料等の整備等の事前対策について、警視庁、消防庁等から指導を仰ぎ、今後の災害対策支援活動に活かしていくこととした。

イ 東日本大震災被災地支援のため、5月12日から20日までの9日間、宮城県下石巻警察署管内に派遣となった活動を検証し、警備計画の策定、事前準備等、今後の活動に活かしていくこととした。

2 適正化指導事業

生活安全産業としての警備業の社会的責任を果たし、適正業務の確保のため、

関係法令の改正等の周知徹底を図るとともに、自主的に業務の適正化を図ることを目的とした研修会等を次のとおり実施した。

(1) 警備員指導教育責任者研修会

東日本大震災で延期となった本研修会を、9月8日、みらい座池袋（豊島公会堂）で実施した。警視庁の担当官を招き、主として各社の警備員指導教育責任者を対象に「警備員指導教育責任者の在り方」等について研修した。

（参加者 1, 493名（会員847名及び非会員646名））

(2) 施設警備業務経営者等研修会

9月28日、東警協第2研修センターにおいて、施設警備業務各社の経営者、指導教育責任者等を主体に研修会を実施した。警視庁、消防庁の担当官から「警備業の概況と適正業務」「東京消防庁管内における東日本大震災に伴うアンケート結果」などの研修を受け、法令遵守の重要性と施設警備を行う上での留意事項等について学んだ。（参加者195名）

(3) 交通警備業務経営者等研修会

9月14日、東警協第2研修センターにおいて、交通警備業務各社の経営者、指導教育責任者等を主体に研修会を実施した。警視庁担当官から「警備業務の現況」「東日本大震災に伴う警備情勢」「薬物事犯の現状と対策」について、東警協専務理事から「警備業の諸問題」などの研修を受け、警備業務の適正な実施、部下指導の重要性等について学んだ。（参加者113名）

(4) 機械警備業務管理者研修会

11月29日、東警協第2研修センターにおいて、機械警備業務管理者に対し、警視庁担当官から「東京都暴力団排除条例を踏まえた暴力団排除対策」の研修を受け、企業からの暴力団排除について学んだ。（参加者55名）

(5) 輸送警備業務管理者研修会

11月16日、東警協第2研修センターにおいて、輸送警備業務管理者に対し、警視庁担当官から「交通事故防止方策」「警備業の現状と問題点」の研修を受け、社会の信頼を失わない適正な警備業務の実施について学んだ。

（参加者52名）

(6) 適正業務パトロール

交通警備業務担当では、4月11日～4月17日の間及び10月16日から10月22日の間の2回、交通警備安全パトロール週間を設けて、道路工事現場延べ1,330箇所、3,020ポストを191社の担当者がパトロールを実施し、危険箇所の把握、安全に配慮した配置施策等の個別指導を行うなど、適正業務の推進に努めた。

(7) 警視庁との意見交換会（交通警備業務）

4月26日、10月11日の2回、東警協研修センターにおいて、警視庁生活安全総務課及び交通規制課担当官を招き、交通警備業務担当理事以下代表者が出席の下、検定合格警備員の配置基準の問題点をはじめ、交通規制上の安全

対策や課題等について意見交換をした。

IV 災害対策支援事業

(定款第4条第1項第4号「警視庁との協定に基づく大災害発生時における支援活動等に関する事業」)

「犯罪等に強い社会の構築」の目的には、大災害をはじめ、テロ被害等有事の際の警備員の支援体制も求められている。そのことから、専門的知識と能力を持った警備員が、有事の際には警察力の補完として役立てるよう警視庁と締結している「支援協定」に基づき、有事における支援要員の確保などの環境構築を図るとともに、技術の向上等を目指した指導者訓練をはじめ、研修会、地域ごとの招集訓練を次のとおり実施した。

1 環境構築

警視庁と締結している「支援協定」に基づく具体的活動要領は、特に東日本大震災の教訓から、見直しの必要性が認められたことから、当協会に会長を本部長とする見直しプロジェクトを立ち上げ、警視庁生活安全総務課を窓口として、警視庁災害対策課、警視庁交通規制課と協議をしながら見直しを推進しているところである。出動警備員の調査も終わり、今後、関係規定等の整備、登録警備員の把握、装備、機材等の整備を進めていく。

2 研修会及び訓練等の実施

(1) 災害対策支援協定総決起大会の開催

10月24日、災害対策の重要性等の機運を醸成するため、協定締結会社及び非締結会社の265社290名の参加のもと、2年に1回開催される災害対策支援協定総決起大会を東食健保会館で開催した。

特に、本大会では、東日本大震災で被災した現地において、警備員によるボランティア活動を陣頭指揮した宮城県警備業協会会長と専務理事を招き、「東日本大震災の教訓と震災対策」などの講演をお願いした。

実体験に基づいた講演は、体験者でしか伝えることのできない迫力と参加者の誰もが災害対策の重要性について認識できた内容であり、今後の災害対策の在り方について教えられた研修会となった。

加えて、機会あるごと協定締結契約の勧奨をするなど、継続して体制の整備に努めている。

(2) 災害対策指導者訓練

5月30日、警視庁交通安全指導センターにおいて、指導者に対する災害対策訓練を行った。この訓練には災害対策委員と各警察署班の班長を中心に指導

者が参加して、ゴージャックを使用した放置車両の移動訓練、警察官との連携による交通整理・誘導訓練、AED（自動体外除細動器）操作方法及び三角巾使用方法訓練の実技のほか、警視庁担当官から、パワーポイントを視聴をしながら「東日本大震災を踏まえた震災対策」の講義を受けた。（参加者260名）

(3) 東京都総合防災訓練への参加

東日本大震災の教訓を訓練に活かすために、毎年9月1日前後に実施していた東京都総合防災訓練は、10月29日、都・市・各防災機関との連携強化と「自助・共助」に基づく地域防災力の向上を図ることを目的に実施された。当協会は、東京都、小平市、西東京市、武蔵野市、小金井市との合同訓練に参加し、交通誘導や避難者誘導などの実践的訓練を実施した。（参加者121名）

(4) 電話連絡網招集伝達訓練

9月1日及び本年1月17日の2回、電話連絡網による招集伝達訓練及びメール登録会社を対象にメール送信による伝達訓練を実施した。

(5) 地域ごと及び管内警察署ごとの訓練に参加

会員各社においては、各地区及び各警察署において実施された震災訓練等にそれぞれ自主参加したほか、研修会等を実施した。

3 東日本大震災の被災地に対する援助等

(1) 東警協災害援助隊の被災地派遣

5月12日から20日までの9日間、宮城県下石巻警察署管内に27名の部隊を派遣し、通学時間帯の児童見守り活動、避難所周辺等の防犯パトロールなどのボランティア活動を実施した。

この派遣は、宮城県警備業協会から、活動場所は石巻警察署管内とし、石巻警察署長指揮下で支援活動を行うということでの支援要請があり、臨時災害対策委員会及び理事会で検討の結果、派遣を決定したものである。

選抜された部隊員は、幾多の困難を克服し、愚直に、かつ、真剣に任務を遂行した結果、被災地に大きな感銘を与えるという快挙を成し遂げた。

この活動に対し、

- 平成23年10月25日、宮城県警察本部長から、被災地の治安維持活動に大きな貢献をしたとして感謝状が授与された。
- 平成24年3月14日、宮城県警備業協会会長と専務理事が、感謝の意を表すために当協会を訪問し、その折りに、石巻市雄勝町の硯石を素材にした「絆」の文字が彫り込まれた会長名の「感謝の盾」が会長から贈呈された。

(2) 被災警備業協会に対する救援金の援助

被災地における県協会所属警備員のボランティア活動等を支援するため、理事会の承認のもと、岩手県、宮城県及び福島県の各警備業協会に対し、救援金を贈呈した。

V 表彰等事業

(定款上の事業～定款第4条第1項第9号「警備業に関する資料の収集及び情報の交換並びに相談、指導及び苦情の処理に関する事業」、第10号「警備業務に関し、功労のあった者に対する表彰事業」、第12号「その他協会の目的達成のために必要とする事業」)

他の模範となる警備員を選考して表彰するなど、協会が率先して警備員の質の向上に努めたほか、警備業で共通する労務問題の対策を図るための研修会を実施した。

また、情報の共有を図るため、警備業務別、地区別に意見交換会等を開催した。さらに、会員を対象に「上級救命講習」「不当要求防止責任者講習」の受講希望者を募って受講させるなど、警備業にも必要とされる資格取得のための事業を推進した。

1 表彰事業

優良警備員表彰及び警備員教育功労者表彰

10月26日、銀座ブロッサムにおいて、協会会長及び理事等出席の下、優良警備員の表彰式を行い、1級114名、2級505名の計619名を表彰したほか、5月31日、グランドアーク半蔵門において、通常総会後の意見交換会の席上で、警備員教育に功労のあった団体3社及び個人8名に会長感謝状と記念品を贈呈した。

2 労務関係事業

(1) 業務適正化推進大会

適正警備を推進する上で不可欠である業務中の労働災害防止の気運を醸成するため、2月17日、東食健保会館において「業務適正化推進大会～リスクセミナー2012～」を開催した。

開会冒頭に、労働災害で犠牲になられた方々に哀悼の意を表すとともに、安全衛生活動に尽力された先人に敬意を表し、これからも労働災害防止に協会一丸となって全力を尽くすという思いを込めて1分間の黙祷を行った。

その後、労働災害防止に関して募集した「論文」「ポスター」「標語」の優秀者に会長賞を授与した後、東京労働局の安全専門官から「労働災害の現状と課題」、東警協顧問の特定社会保険労務士から「甘く考えると怖い従業員対応」の研修を実施した。研修後、大会宣言を採択、労働災害防止に取り組むことを誓って閉幕した。(参加者256名)

(2) 交通警備適正業務研修会（労務単価実務者研修会）

国土交通省と農林水産省が公共工事の工事費の積算に用いるために、毎年10月行う「公共事業労務費調査」に適正に対応するため、8月4日、東警協第2研修センターにおいて、主として交通誘導警備業務各社の経営者、経理担当者の実務者研修会を実施した。

労務費調査には、業界を挙げて適正に対応し、労務単価の向上への努力が求められることから、昨年度に引き続き、全警協が推進する「平成23年度交通誘導労務単価問題対策『モデル県』」に応募し、全警協から、講師として労務単価の専門員2名を招き実施した。

提出書類の作成要領等について具体的に指導を受けるなど、正確な調査表作成の重要性を認識した研修会となった。（参加者31名）

(3) 施設警備適正業務研修会（労務管理者研修会）

10月21日、東警協第2研修センターにおいて、施設警備業務の各社経営者を主体に、講師に社会保険労務士を招き「よくある労務トラブルの法律実務とQ&A」の研修を実施、経営者としてのあり方について学んだ。

（参加者180名）

3 その他会員対象事業

(1) 業務別意見交換会

ア 施設警備業務

2月3日、ホテルラングウッドにおいて意見交換会を開催し、平成23年度の施設警備業務の活動結果及び平成24年度活動計画を報告後、研修会を実施した。東警協専務理事から「警備業の現状と問題点」、(株)YBS常務取締役から「実践リスクマネジメント」について研修し、適正な警備業務の実施と業務における危機管理の重要性について学んだ。（参加者191名）

イ 交通警備業務

2月10日、オーラムにおいて意見交換会を開催し、平成23年度の交通警備業務の活動結果及び平成24年度活動計画を報告後、研修会を実施した。中小企業診断士から「警備業の防災とBCP（Business Continuity Plan）」の講演があり、企業の危機管理対策について研修した。（参加者133名）

ウ 機械・輸送警備業務

2月7日、アルカディア市ヶ谷において意見交換会を開催し、平成23年度の機械・輸送警備業務の活動結果及び平成24年度活動計画を報告後、研修会を実施した。特に、警視庁担当官からは、現金輸送時における強盗事件の発生状況、機械警備における通報の状況などのほか、業務に関する留意事項など、業務推進上参考となる具体的な内容の講義を受講し、実のある研修

となった。(参加者78名)

(2) 地区別意見交換会

中央地区、千代田地区、城南地区、南西地区、新宿地区、北西地区、北東地区、多摩地区の8地区それぞれが、報告会とあわせて諸官庁等から講師を招き「適正な警備業務の実施」「薬物事犯の現状」「一般社団法人移行の概要」「東日本大震災の救助活動等」「労務上の課題」「災害対策」「暴力団の現状」等、時機と問題点をとらえた研修会を実施し、警備業に求められる課題をはじめ、適正業務の重要性等について研修した。

(3) 上級救命講習

他機関の実施する各種資格取得講習のうち、警備業務に特に関連のある東京消防庁が実施する上級救命講習を上野消防署において受講した。

(受講者延べ5回136名)

(4) 暴力団等反社会的勢力排除活動

平成21年5月の通常総会で「東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会」を設立し、反社会的勢力の排除活動を推進してきたが、さらに効果的に推進するため、警視庁をはじめとする関係機関と緊密な連携を取り、警備業界への暴力団等反社会的勢力介入の排除と健全かつ適正な警備業務を実施するため、次のとおり研修会等を行った。

ア 東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会総会の開催

本年2月21日の理事会開催にあわせて、東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会総会を開催し、平成23年度の活動結果及び平成24年度の活動計画等の報告をした。

イ 不当要求防止責任者講習の開催

政府指針に「警備業者は、本社、支店、各営業所に不当要求防止責任者を配置する」となっていることから、5月17日、7月5日及び9月6日の3回、東警協第2研修センターにおいて、会員各社の法人代表、総務・法務担当を主体に、警視庁及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターから講師を招き、平時・有事の心構えや対策を身につけるための不当要求防止責任者講習を開催し、その推進に努めた。(参加者延べ358名)

ウ 地区研修会の実施

4月21日に北東地区、5月19日に北西地区、本年3月14日に千代田地区において、組織犯罪対策第三課の担当官から「暴力団排除対策」の研修を受け、企業の暴力団排除対策を学んだ。

(参加者 北東地区99名、北西地区64名、千代田地区75名)

エ 文書の発出等

「東京都暴力団排除条例に伴う暴力団排除対策の推進について」(平成23年9月1日警視庁組織犯罪対策部長)の文書を発出したほか、会員専用ホ

ホームページに「暴力団排除条項及び表明確約の文例の掲載と機関誌「とうけいきょう」12月号に「東京都暴力団排除条例Q&A」を載せるなど、各企業における暴排気運の醸成に努めた。

オ 暴力団排除活動の行事に参加

(ア) 暴力団追放都民大会に参加

11月10日、第20回暴力団追放都民大会が日比谷公会堂で開催され、東警協からは、事務局担当者と会員30社が参加した。

(イ) 暴力団排除関係団体連絡会総会に出席

7月8日、清澄庭園・大正記念館で開催された総会に事務局から担当者が出席した。

VI 書籍等販売事業

警備員の教育図書として、次のとおり警備関係図書等の販売を行った。

・ 警備業法の解説	1, 449冊
・ 警備員指導教育責任者講習教本	4, 075冊
・ 警備員指導教育責任者講習問題集	1, 248冊
・ 警備員必携	1, 287冊
・ 施設、交通、雑踏、貴重品問題集	2, 158冊
・ その他の書籍等（ビデオ、DVD含む）	4, 615点
合計	14, 832冊（点）